

## 令和6年度化学物質管理強調月間の実施について

栃木労働局長より、[栃労発基 1210 第4号「令和6年度化学物質管理強調月間の実施について」](#)をもって、令和6年度化学物質管理強調月間の実施に関する周知等への協力依頼がありました。

労働安全衛生法では、個別具体的な規制による化学物質管理から、リスクアセスメント結果等に基づくばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択・実施する自律的な化学物質管理への転換が図られ、本年4月1日から新たな化学物質管理規制が導入・施行されています。

また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う事業場では新たな化学物質管理規制の対応が求められること等々を踏まえ、「令和6年度化学物質管理強調月間」を実施して、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることととしています。

会員事業場には、当該実施要綱の4(2)実施事項に関する取組をお願い致します。

追って、主唱者である中央労働災害防止協会の取組を参照して下さい。

### ○ 中災防：化学物質管理強調月間

なお、当協会では、中央労働災害防止協会の「[令和6年度化学物質管理強調月間](#)」[図書・用品](#)の斡旋等を致しますのでご活用ください。